

令和4年度

定期監査報告書

(後期)

令和5年2月

伊達市監査委員



伊 監 第 63 号
令和 5 年 2 月 22 日

伊達市長 菊谷 秀吉 様

伊達市監査委員 山 下 茂
伊達市監査委員 山 田 勇

監査の結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条第4項の規定により、令和4年度の定期監査（後期）を実施した
ので、同条第9項の規定に基づき、その結果に関する報告を別紙のとおり提出します。

なお、同条第14項の規定により、当該監査の結果に基づき、または監査の結果を参考
として措置を講じたときは、その旨を監査委員まで通知願います。

目 次

監査の対象	1
監査の範囲	1
監査の期間	1
書類審査の期間	1
監査の方法	2
監査の結果	2
健康福祉部	3
経済環境部	5
建設部	6

令和4年度定期監査（後期）の実施結果について、以下のとおり報告する。

なお、監査の実施に当たっては、伊達市監査基準（令和2年2月26日監査委員決定）に準拠した。

監査の対象

健康福祉部、経済環境部、建設部

監査の範囲

健康福祉部及び経済環境部においては令和4年4月1日から令和4年10月31日まで（一部令和3年度を含む。）、建設部においては令和4年4月1日から令和4年9月30日まで（一部令和3年度を含む。）に執行された財務に関する事務及びこれらに関連する事務を対象として実施した。

監査の期間

令和4年10月24日から令和5年2月2日まで

書類審査の期間

対象部課	審査期間
健康福祉部	
社会福祉課	令和4年12月14日～令和5年2月2日
子育て支援課	令和4年12月14日～令和5年2月2日
高齢福祉課	令和4年12月14日～令和5年1月17日
保険医療課	令和4年12月14日～令和5年1月17日
健康推進課	令和4年12月14日～令和5年2月2日
経済環境部	
農務課	令和4年12月14日～令和5年2月2日
農地整備課	令和4年12月14日～令和5年1月17日
水産林務課	令和4年12月14日～令和5年1月17日
商工観光課	令和4年12月14日～令和5年2月2日
環境衛生課	令和4年12月14日～令和5年1月17日
建設部	
建設課	令和4年11月15日～令和4年12月9日
都市住宅課	令和4年11月29日～令和4年12月20日
上下水道課	令和4年11月15日～令和4年12月26日

監査の方法

市の財務に関する事務及びこれらに関連する事務が関係法令等及び予算に基づき適正かつ適切に執行されているかを主眼として、対象部局から「監査の範囲」に記述した期間中の収入、支出及び財産管理に関する書類の提出を求め、抽出により監査するとともに必要に応じて関係職員からの説明聴取を行った。

監査の結果

全体を通じて概ね適正かつ適切に処理されていたが、次ページ以降に示した通り一部の事務において改善等を要する事項が認められた。これらの要因としては、事務を進めるための意思決定となる決裁の意味が理解されていないこと、前例踏襲による法令等の確認不足などが主なものとして考えられる。

今後とも、市民に信頼される市政運営のため、所属長及び担当職員にあつては、法令等を理解し適法性を認識した中で公正・公平な行政事務の執行に努められたい。

なお、事務処理において留意すべき軽微な事項については、監査の過程において、その都度担当課へ指導したため、本報告書では省略した。

健康福祉部

1 収入に関する事務

主に調定から収入集計に至るまでの事務について、調定書、収入原簿及び収入原符等の関係書類に基づいて監査を行った結果、次のとおり不適正な事務処理があった。

指摘事項

○使用料等納入事務

生活保護費返還金について、生活保護費が給付される前に返還金の納付書を発行していた。適正な事務処理に努められたい。
(社会福祉課)

○使用料等納入事務

生活保護費返還金の納付書に納期限が記載されていないものがあった。適正な事務処理に努められたい。
(社会福祉課)

○使用料等納入事務

NHK放送受信料免除申請手数料において、伊達市手数料条例によれば、「交付の際に納付しなければならない。」となっているが、納付までに1か月以上経過しているものがあった。適正な事務処理に努められたい。
(社会福祉課)

2 支出に関する事務

主に物品購入、業務委託契約、補助金、資金前渡、旅行命令票及び時間外勤務手当を対象として、支出負担行為から支出命令、精算に至るまでの事務について、関係書類に基づいて監査を行った結果、次のとおり不適正な事務処理があった。

指摘事項

○契約事務

「子ども発達支援事業専門支援事業」に係る単価契約書において、印紙税法による第2号文書に規定する税額を超えた収入印紙が貼付されていた。適正な事務処理に努められたい。
(子育て支援課)

○契約事務

伊達3歳児健康診査・大滝区乳幼児健康診査・5歳児健康相談業務委託の単価契約依頼の決裁において、伊達市事務決裁規程では部長専決と定められているが、課長専決として決裁を行っていた。適正な事務処理に努められたい。

(健康推進課)

3 財産管理に関する事務

主に行政財産の貸付事務について、関係書類に基づいて監査を行った結果、次のとおり不適正な事務処理があった。

指摘事項

○契約事務

土地使用貸借契約書において、印紙税法による第1号文書に規定する非課税の契約書に収入印紙を貼付していた。適正な事務処理に努められたい。(子育て支援課)

経 済 環 境 部

1 収入に関する事務

主に調定から収入集計に至るまでの事務について、調定書、収入原簿及び収入原符等の関係書類に基づいて監査を行った結果、概ね適正かつ適切に処理されていると認められた。

2 支出に関する事務

主に物品購入、工事請負契約、業務委託契約、補助金、資金前渡、旅行命令票及び時間外勤務手当を対象として、支出負担行為から支出命令、精算に至るまでの事務について、関係書類に基づいて監査を行った結果、次のとおり不適正な事務処理があった。

指摘事項

○補助金等交付事務

伊達市農地流動化促進奨励助成金の交付決定について、伊達市事務決裁規程では部長専決と決められているが、課長専決として決裁を行っていた。適正な事務処理に努められたい。
(農務課)

○旅費事務

旅行命令の決裁において、課長の出張に関しては伊達市事務決裁規程では部長専決と決められているが、課長専決として決裁を行っていた。適正な事務処理に努められたい。
(商工観光課)

3 財産管理に関する事務

主に行政財産の貸付事務について、関係書類に基づいて監査を行った結果、概ね適正かつ適切に処理されていると認められた。

建設部

1 収入に関する事務

主に調定から収入集計に至るまでの事務について、調定書、収入原簿及び収入原符等の関係書類に基づいて監査を行った結果、概ね適正かつ適切に処理されていると認められた。

2 支出に関する事務

主に物品購入、工事請負契約、業務委託契約、補助金、資金前渡、旅行命令票及び時間外勤務手当を対象として、支出負担行為から支出命令、精算に至るまでの事務について、関係書類に基づいて監査を行った結果、次のとおり不適正な事務処理があった。

指摘事項

○契約事務

緑地等草刈業務委託に係る委託契約書において、印紙税法による第2号文書に規定する税額を超えた収入印紙が貼付されていた。適正な事務処理に努められたい。

(上下水道課)

3 財産管理に関する事務

主に行政財産の貸付事務について、関係書類に基づいて監査を行った結果、概ね適正かつ適切に処理されていると認められた。